

死亡届出をされた後の各種手続きについて

死亡届出をされた後に、市役所で手続きが必要となる場合があります。

次の項目に当てはまる場合は、各担当窓口へお問い合わせのうえ、お手続きください。

また、市役所以外(金融機関、保険会社等)でも、手続きが必要となる場合がありますが、
手続き、必要書類等につきましては、直接各関係機関へお問合せください。

対象となる方	担当窓口	持参するもの・注意点
住民基本台帳カードをお持ちの方 個人番号カードをお持ちの方 通知カードをお持ちの方	1F ③・④番窓口 市民係 内線 1105	住民基本台帳カード 個人番号カード 通知カード 印鑑
介護保険の資格のある方	1F ⑤番窓口 介護福祉課 内線 1163	介護保険証
原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車 ミニカー } の所有者 の方 * 上記以外の軽自動車に関しては担当窓口が異なりますので、市民税係までお問合せください。	1F ⑦番窓口 市民税係 内線 1119	ナンバープレート 登録票 所有者の印鑑(名義変更の場合は新所有者の印鑑)
普通自動車につきましては県税事務所(0799-22-3541)へお問合せください。		
市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等)が課税されている方	1F ⑦番窓口 市民税係 内線 1122 固定資産税係 内線 1114	印鑑
口座振替で納税されている方 * 口座振替が停止される場合があります。相続人の方が引き続き口座振替による納付を希望される場合は新たに手続きが必要となります。	1F ⑧番窓口 収納係 内線 1124	通帳 印鑑(届出印)
国民健康保険加入者の方	1F ⑨番窓口 国保年金係 内線 1144・1145	国民健康保険証 印鑑 * 死亡日より14日以内にお手続きください。
国民年金に加入していたことがある方 年金受給者の方 * 受給されていた年金により担当窓口が異なりますので、年金総務係までお問合せください。		年金手帳、年金証書 印鑑 (戸籍謄本等が必要となる場合があります) * 死亡日より14日以内にお手続きください。
後期高齢者医療被保険者の方	1F ⑩番窓口 医療係 内線 1147・1148	後期高齢者医療被保険者証 印鑑 * 給付等の手続きにより上記以外のものが必要になる場合があります。

高齢重度障害者 福祉	医療費受給者証 をお持ちの方		各受給者証 印鑑
児童手当の受給者の方 児童手当の対象の子ども		2F ①番窓口 子ども子育て課 子ども係 内線 1225	受給者変更等の手続きが必要になりますので、 子ども子育て課までお問い合わせください。 * 死亡日より14日以内にお手続きください。
身体障害者 療育 精神保健福祉	手帳をお持ちの方		各手帳 印鑑(精神保健福祉手帳の方のみ)
福祉年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 心身障害者(児)介護手当		2F ②番窓口 福祉課 障害福祉係 内線 1203	通帳 印鑑
心身障害者扶養共済加入者の方	証書		
障害福祉サービスを受けられていた方	受給者証		
ケーブルテレビの契約者の方	2F ④番窓口 広報情報課 内線 1243	通帳 印鑑(届出印)	
水道料金の口座振替先を変更される方	2F ⑤番窓口 淡路広域水道企業団	金融機関で振替口座の変更の手続きをしてください。 窓口の場合は、通帳、印鑑(届出印)	
水道の契約者を変更される方 もしくは 水道の使用中止(閉栓)をされる方	お客さまセンター (直通)24-7620	印鑑または身分証明書 (検針票、または領収書)	
農業者年金を受給の方	3F ①番窓口 農業委員会 事務局 内線 1332	農業者年金関係の届出窓口は農協になります。(印鑑・戸籍謄本等が必要です)	
農地等の所有者の方		相続等で農地の権利を取得したときには農業委員会へ届出が必要です。	
市営住宅の	名義人の方 同居人の方 連帯保証人の方	3F ⑤番窓口 都市計画課 内線 1365	各種届出が必要となりますので、 都市計画課まで、お問合せください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>県営住宅については兵庫県住宅供給公社神戸事務所(078-232-9557)へお問合せください。</p> </div>			

洲本市役所 市民課 洲本市本町三丁目4番10号
代表 0799-22-3321 直通 0799-22-7926